

経営法務テキ用語集

テーマ	用語	定義	出題率	重要度	備考・間違いノート	
§ 1-1 法律の分類	成文法	文書の形式で表された法律				
	不文法	成文法以外の法律				
	一般法	法律の適用範囲が限定されていない一般的な法律				
	強行法規	当事者の意思で適用を排除できない規定				
	任意法規	当事者の意思が優先する規定				
	公法	国家に関する法律				
	私法	私人間の法律関係を規制する法律				
	民事法	私人間の紛争を解決する法律				
	刑事法	国家の刑罰権の行使を規律する法律				
	実体法	法律関係の内容(実体)を定めた法律				
	手続法	実体法の内容を実現するための手続を定めた法律				
	§ 1-2 民法に関する 基礎知識	所有権絶対の原則	われわれの有している所有権は絶対的なものであって、たとえ国家権力といえども侵害することができないという原則			
		契約自由の原則	誰とどんな方式でどんな内容の契約をしても自由だという原則			
過失責任の原則		他人に損害を与えたとしても、それについて過失・故意がなければ損害を賠償しなくても良いという原則				
法律行為		当事者がある効果の発生を欲してなした意思表示に対し、法律がそれを認め、その効果が確実に発生するように助力してくれる行為				
単独行為		一人の人間の一方的意思表示で成立する法律行為				
合同行為		二人以上の人間の意思表示の合致により成立する法律行為				
不要式行為		一定の形式を必要としない法律行為				
債権行為		債権を発生させる法律行為				
私権		私人に与えられた権利				
財産権		財産を目的とする権利				
身分権		親族法上特定の地位にあることに基づいて認められた権利の総称				
人格権		人格的諸利益の総称				
支配権		権利の客体を直接に支配しうる権利				
請求権		他人の行為(作為または不作為)を請求することができる権利				
形成権		権利者の一方的な意思表示により一定の法律関係の変動を生じさせる権利				
抗弁権		請求権の効力の発生を阻止して請求を拒絶できる権利				
公共の福祉の原則		権利を行使するには、公共の福祉に適合しなければならないというもの				
信義誠実の原則		権利を行使し義務を履行するにあたっては信義に従い誠実に行わなければならないというもの				
権利の濫用(乱用)の禁止		たとえ権利の行使であっても、これを濫用してはならないというもの				
意思無能力者		意思能力を持たない者				
行為能力		法律行為を自ら単独でなす能力のこと				
制限行為能力者		行為能力のない者や不十分な者				
意思表示		一定の法律効果の発生を欲する意思をもってそれを外部に表示すること				
意思の欠缺(不存在)		心の中にある意思と外部に対する表示との間に食い違いがあること				
心裡留保		表意者が自分の内心の意思と外部に表示されたものが食い違うことを知っている場合				
虚偽表示		相手方と通じてした虚偽の意思表示のこと				
錯誤		表示行為に対する内面的効果意思が欠けること				
瑕疵ある意思表示		詐欺・脅迫による意思表示				
代理		法律上何らかの欠点・欠陥があること				
法定代理		本人の意思とは無関係に、法律に基づいて代理人となる場合				
任意代理		本人の意思に基づいて代理人となる場合				
無権代理		代理権のない者が代理人として勝手に代理行為をすること				
表見代理		無権代理行為でありながら、本人と代理人との一定の関係から、有権代理と同じように代理行為の効果が本人に帰属するもの				
条件		法律効果の効力の発生または消滅を将来の成否不確定な事実にかからせること				
期限		法律効果の効力の発生や消滅または法律効果から生じる債務の履行期を、将来到来することが確実な事実にかからせること				
確定期限		将来到来することが確実なだけでなくその具体的な時期までも確定している期限				
不確定期限		将来到来することは確実なのだが、その具体的な時期が不確定な期限				
時効		ある状態が一定期間続いた場合、たとえその状態が真実の権利関係とは違っていてもそれを認めようという制度。取得時効と消滅時効。				
§ 1-3 債権・契約		債権	ある人(債権者)が他のある人(債務者)に対して一定の行為を請求する権利			
		事務管理	法律上の義務がないのに他人の為に事務を管理すること			
	特定物債権	特定物の引渡しを目的とする場合の債権				
	種類債権	一定の種類に属する物の一定量の引渡しを目的とする債権				
	金銭債権	一定額の金銭の支払いを目的とする債権				
	利息債権	利息の支払いを目的とする債権				
	選択債権	数個の中からいずれかを選択して引き渡すことを内容とする債権				
	締結の自由	契約を締結することも、しないことも自由であるということ				
	相手方選択の自由	誰を相手に契約をしても自由であるということ				
	内容決定の自由	契約内容を自由に定められるということ				
	方式の自由	契約は特定の方式を必要としないということ				
	契約	申込みと承諾という相対する複数の意思表示が合致したものであり、それによって当事者間に権利・義務が発生するもの				
	典型契約	民法に規定のある典型的な13種類の契約のこと				
	非典型契約	典型契約以外の契約のこと				
	双務契約	契約の各当事者が互いに対価の意味を有する債務を負担する契約のこと				
	片務契約	当事者一方のみに債務が生じる契約のこと				
	有償契約	契約の各当事者が互いに対価の意味を有する出捐(=財産上の損失)を負担する契約のこと				
無償契約	当事者の一方は対価的な経済的出捐をしない契約のこと					
要物契約	当事者間の合意のほか、契約の成立のために物の引渡しが必要となる契約のこと					
諾成契約	当事者間の合意だけで成立する契約のこと					